

重要

特別号 令和6年2月発行
編集・発行：横浜市資源循環局業務課
資源集団回収通信
☎ 045-671-3819

登録番号 17-015

和泉中央南ハイツ自治会

代表者様

横浜市資源循環局業務課長

資源集団回収各種手続きのオンライン申請について（通知）

日頃から、資源集団回収に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年3月から資源集団回収オンラインシステム（以下システム）がいよいよ稼働します。

3月からは団体情報の変更について、5月（4月回収分）からは奨励金申請について、パソコンやスマートフォン等からのオンライン申請が可能になります。

つきましては、ID/パスワード通知書（裏面）及びマニュアル（同封）を参照の上、4月末までにシステムにログインし、連絡用のメールアドレスの登録をお願いいたします。メールアドレスが登録されると、5月以降、毎月10日までに奨励金申請用のメールが自動的にスマホ等に届き、ワンクリックで奨励金の申請が可能になります。

なお、オンラインでの申請を希望しない団体につきましては、大変お手数ですが、市Webサイトのダウンロードコーナー*から「紙書類継続希望書」を印刷し、必要事項を記載の上、3月末までに資源集団回収ポスト宛にお送りください。

e-mail (sj-shigenka@city.yokohama.jp) での提出も可能です。

※トップページ >暮らし・総合 >住まい・暮らし >ごみ・リサイクル >ごみと資源の分け方・出し方 >資源集団回収 >各種登録・申請方法 >ダウンロードコーナー

オンライン申請までのスケジュール

		令和6年3月	4月	5月
をオンラインする団体申請	団体情報の変更@システム	→		
	団体情報の変更@変更届(紙)	→	4月以降はシステムからのみ	
	メールアドレスの登録@システム	← 必須 →		
	奨励金の申請@システム		4月回収分から	→
	奨励金の申請@紙	→		3月回収分まで
紙申請する継続団体を	団体情報の変更@変更届(紙)	紙書類継続希望書の提出後に限る	→	
	紙書類継続希望書の提出	← 必須 →		未提出だと5月以降紙書類が届きません
	奨励金の申請@紙	→		

(裏面あり)

I D/パスワード通知書

資源集団回収オンラインシステムの利用にあたり、サイトへのログイン用 I D/パスワードを下記のとおり発行いたしましたので通知します。

ログイン I D	2 ケ タ - 3 ケ タ ■ ■ - ■ ■ ■ (登録番号) ※表面参照
パスワード	9071

- ※1) この通知は大切に保管してください。
- ※2) パスワードは任意に変更可能です。
- ※3) 万が一この通知を紛失した場合、速やかにパスワードの再設定を行ってください。
パスワードの変更・再設定方法については、マニュアルをご参照ください。

資源集団回収オンラインシステムへのログイン方法

①右下の二次元コードをカメラで読み込む

スマートフォン等から検索サイトで を検索、
オンラインシステム専用ページで をクリック

②システムトップページで上記 I D・パスワードを入力し

③ をクリック



ログイン後、まずはメールアドレスの登録をお願いします（詳細はマニュアル参照）。

※オンライン申請には、インターネット環境にあつて、Google Chrome、Microsoft Edge、Safari、Firefox いずれかの web ブラウザがインストールされているパソコンやスマートフォン等が必要です。

横浜市資源集団回収オンラインシステム

登録団体【操作マニュアル】 Ver. 1 (R6. 2. 29)

目次

1	奨励金申請スケジュール・期限	1
2	オンラインシステムへのログイン方法	2
3	メールアドレスの登録	2
4	奨励金の申請方法	3
5	登録情報の変更 (旧『変更届』)	4
6	パスワードの変更・再発行	5
7	奨励金・回収量の確認	5

1 奨励金申請スケジュール・期限

オンライン申請は令和6（2024）年4月回収分から開始となります。

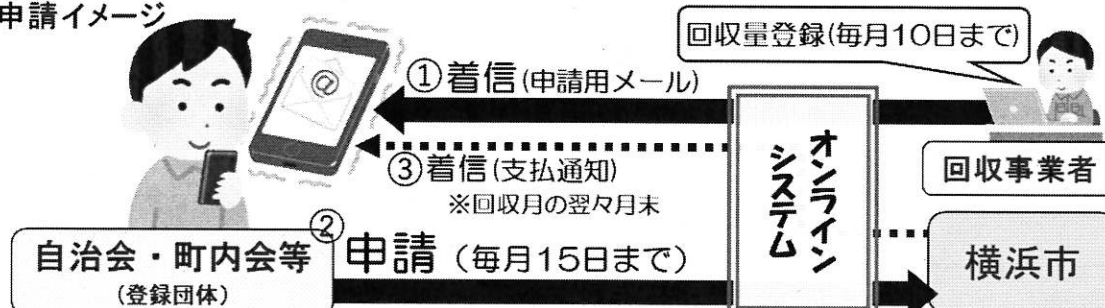
毎月10日までに申請用メールが届きますので、回収量を確認した上で、15日までに申請ボタンをクリック（スマホの場合はタップ）してください。なお、申請用メールが届くメールアドレスは、事前に登録しておく必要があります（p. 2参照）。

オンライン申請に伴い、奨励金の支払は回収月の翌々月末となります。

毎月の奨励金申請から支払までのスケジュール

	R6・3月			4月			5月			6月			→以降繰り返す
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
登録団体	資源集団回収オンラインシステムにログインしメールアドレスを登録してください。						申請	15日までに	申請	15日までに			4月回収分奨励金支払
回収事業者							4月回収分登録		5月回収分登録				

申請イメージ



2 オンラインシステムへのログイン方法

スマートフォン等から検索サイトで「横浜市 資源集団回収オンラインシステム」を検索、

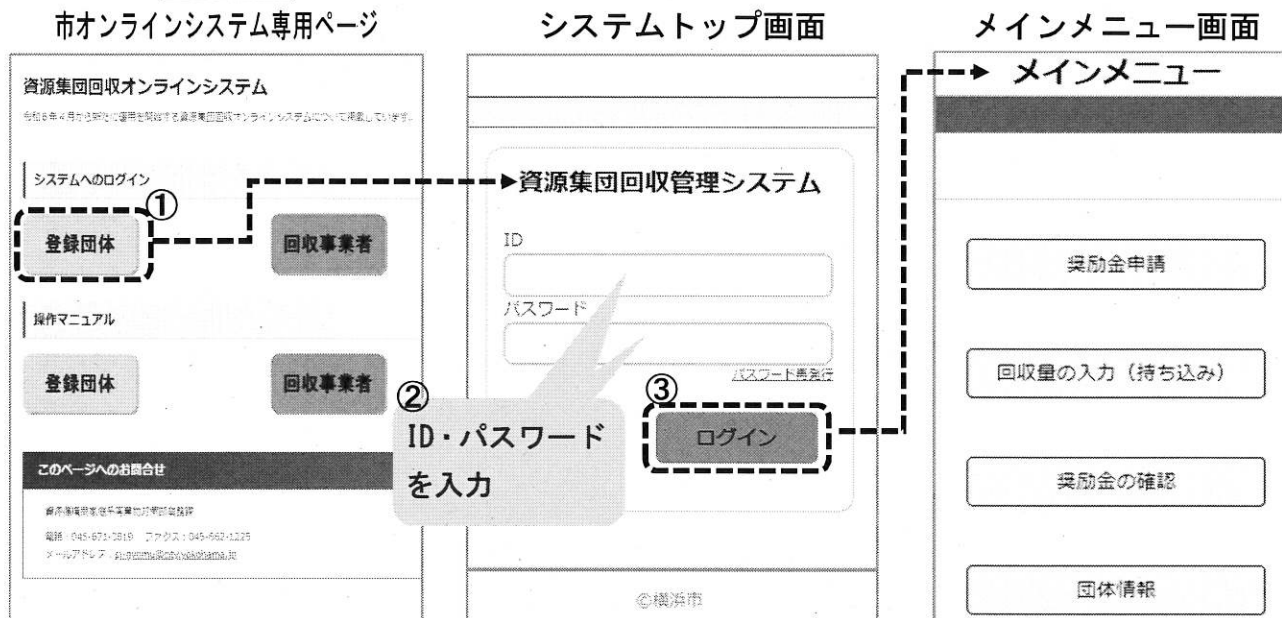
(1) オンラインシステム専用ページで

システムへのログインの①登録団体をクリック。

(右の二次元コードをカメラで読み取ると直接システムトップ画面へ)

(2) システムトップページで②ID・パスワードを入力し、

③ログインをクリック



ID・パスワードは別添『ID/パスワード通知書』（通知の裏面）をご覧ください。

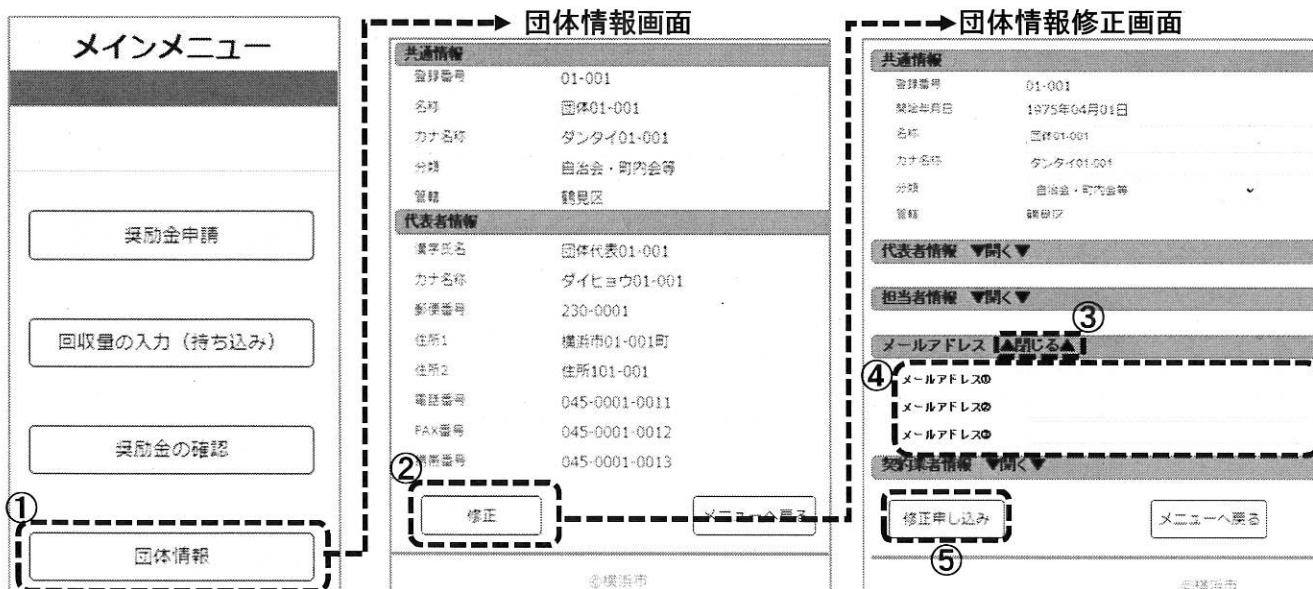
3 メールアドレスの登録（必須：未登録だと毎月の申請用メールが届きません！）

(1) 『メインメニュー』から①団体情報→『団体情報』画面の②修正の順でクリック。

(2) 『団体情報修正』画面のメールアドレス欄の③開くをクリック。

(3) 表示された④のメールアドレス欄に入力→⑤修正申し込みをクリック。

※メールアドレスは最大3つまで登録可能で、できるだけ複数の登録をお願いします。



4 奨励金の申請方法

①毎月10日までに、登録したメールアドレス宛にオンラインシステム

(sj-shudankai@city.yokohama.jp) から「申請用メール」が届きます。

メール本文のリンク先をタップし『奨励金申請』に遷移します。

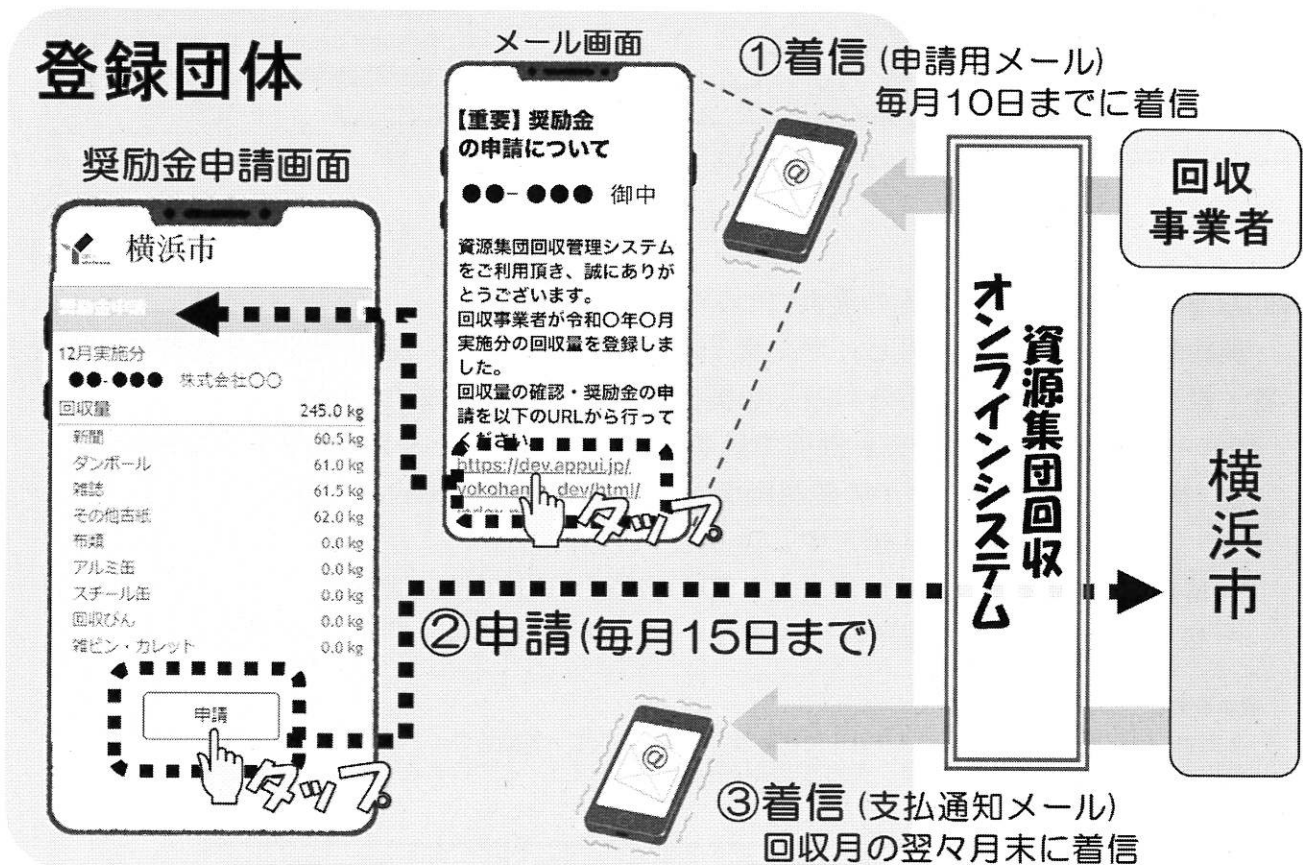
※迷惑メールの自動ブロック等の設定をしている場合は、対象からオンラインシステムのメールアドレスを外しておいてください。

②毎月15日までに、『奨励金申請』画面で回収量を確認し、申請ボタンをタップすれば申請完了です(『完了画面』が表示されます)。複数のメールアドレスを登録している場合は、いずれか一つで申請を行えば完了となります。

※回収量が明らかにおかしい場合は、お手数ですが回収事業者にご連絡ください。

※複数のアドレスを登録している場合、いずれか一つで申請が完了した後に他のアドレスから『奨励金申請』画面に遷移すると、画面上に「申請済み」として表示されます。

③回収月の翌々月末(申請月の翌月末)に、指定の口座に奨励金が振り込まれるとともに、オンラインシステムから「支払通知メール」が届きますのでご確認ください。



【注意点】

- ・オンラインシステムからのメールには返信できません。
- ・システムであらかじめメールアドレスを登録していないとメールは届きません。

5 登録情報の変更（旧『変更届』）

- (1) 『メインメニュー』から①**団体情報**→『団体情報』画面の②**修正**の順でクリック。
- (2) 『団体情報修正』画面で変更したい項目の③**開く**をクリック。
- (3) 表示された④の情報を直接削除、または④'の**クリア**をクリックで一括削除し、新しい代表者・担当者の情報を入力→⑤**修正申し込み**をクリック。

※**注意** 毎月末に振り込まれる奨励金は、10日時点の口座情報を使用しています。
⇒その月から口座を変更したい場合は、10日までに修正してください。

メインメニュー

奨励金申請

回収量の入力（持ち込み）

奨励金の確認

① 団体情報

団体情報画面

共通情報	
登録番号	01-001
名称	団体01-001
カナ名称	ダントイ01-001
分類	自治会・町内会等
管轄	鶴見区
代表者情報	
漢字氏名	団体代表01-001
カナ名称	ダイヒョウ01-001
郵便番号	230-0001
住所1	横浜市01-001町
住所2	住所101-001
電話番号	045-0001-0011
FAX番号	045-0001-0012
携帯番号	045-0001-0013

② 修正

団体情報修正画面

共通情報	
登録番号	01-001
発出年月日	1975年04月01日
名称	団体01-001
カナ名称	ダントイ01-001
分類	自治会・町内会等
管轄	鶴見区
代表者情報	
漢字氏名	団体代表01-001
カナ名称	ダイヒョウ01-001
郵便番号	230-0001
住所1	横浜市01-001町
住所2	住所101-001
電話番号	045-0001-0011
FAX番号	045-0001-0012
携帯番号	045-0001-0013
メールアドレス	
□	
口座情報	
□	
契約者情報	
□	

③ 開く ④' クリア

④

⑤ 修正申し込み

★回収事業者への団体連絡先の提供について（任意）

契約先の回収事業者に対し、オンラインシステムを通じ、任意で団体の連絡先（代表者・担当者の氏名・電話番号のみ）を提供することができます。

- (1) 上記、『団体情報修正』画面で氏名または電話番号1・2を変更した場合のみ、提供に同意するか否かの確認画面がポップアップで表示されます。
- (2) ⑤をクリック→⑥**修正申し込み**をクリック。

情報の提供を希望しない場合は、の状態のままで構いません。

※初期状態は情報を提供していない（がついていない）設定です。

回収事業者への情報提供について

契約先の回収事業者に対し、システム上で代表者・担当者の氏名・電話番号1・2を提供することができます。以下のがついている場合に限り、契約先の回収事業者が、システム上で代表者・担当者の氏名・電話番号1・2の確認が可能となります。

⑤ 個人情報の取扱いについて

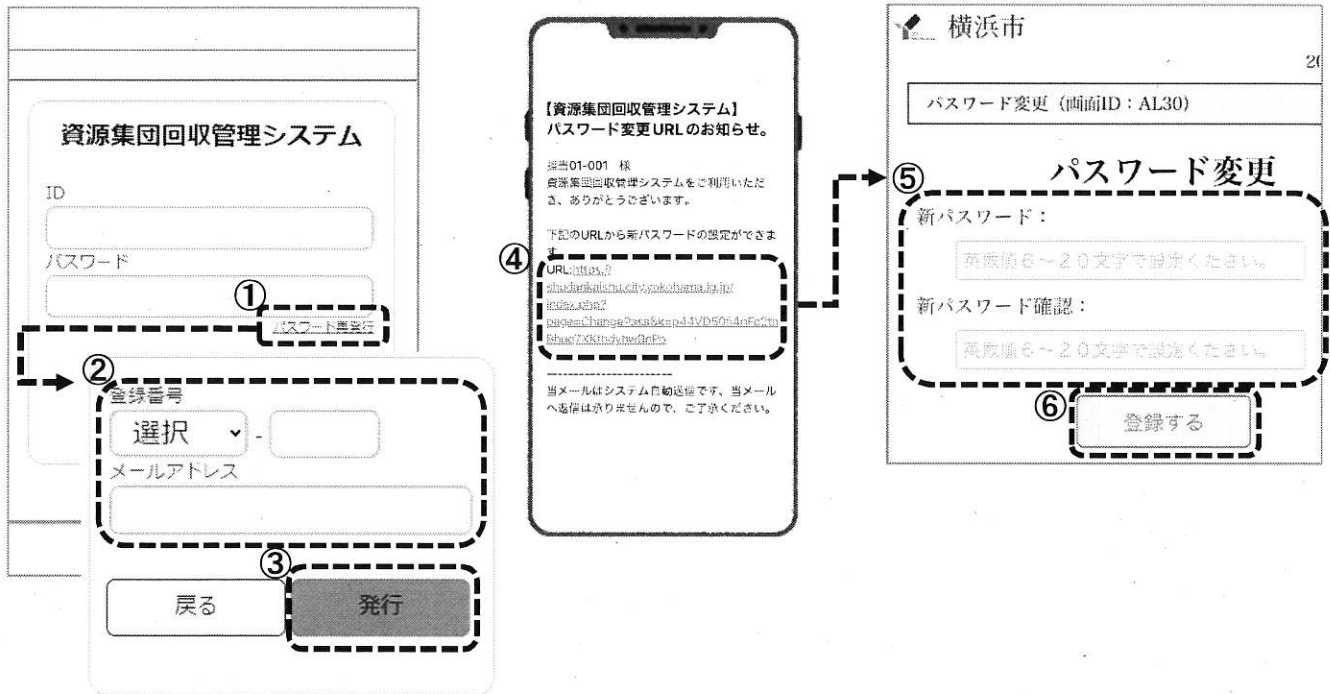
個人情報の取扱いに同意し、回収事業者に対し、代表者・担当者の氏名・電話番号を提供する。

※提供しない場合、回収事業者には「登録番号・名称（団体名）」のみ表示されます。

★回収品目・回収場所等の変更については、別途書類の提出が必要です。

6 パスワードの変更・再発行 ※パスワードの変更は任意です。

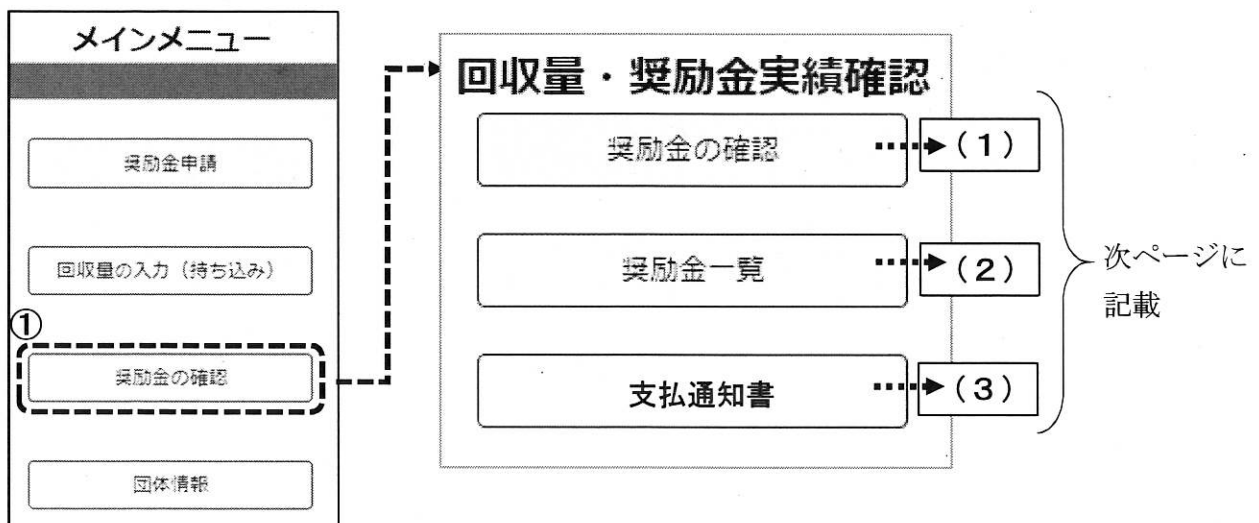
- (1) システムトップ画面で①パスワード再発行をクリック。
- (2) 表示が切り替わったら、②登録番号・登録したメールアドレス（複数登録している場合は、登録したうちのいずれかひとつ）を入力し、③発行をクリック。
- (3) 入力したメールアドレス宛にシステム(sj-shudankaishu@city.yokohama.jp)からパスワード再設定用メールが届きます。メール本文に記載されている④リンクをクリック。
- (4) 『パスワード変更』画面で登録したいパスワードを⑤新パスワード・新パスワード確認欄両方に入力し、⑥登録するをクリック。



7 奨励金・回収量の確認

オンライン申請では毎月の奨励金支払をメールで通知しますが、複数月の金額・回収量等をシステム上で確認・出力（印刷）することも可能です。決算時等にご活用ください。

『メインメニュー』から①奨励金の確認をクリック。(1)～(3)の説明は次ページを参照してください。



(1) 奨励金の確認

毎月の奨励金・回収量を年度毎にデータ（CSV）として出力できる機能です。

『回収量・奨励金実績確認』画面の**奨励金の確認**をクリック→①の期間（西暦）・出力項目・業者を指定し、②の実行をクリック。

選択ボタン

期間……出力したい年度を西暦で入力。

出力項目…回収量・奨励金のうち出力したい項目を選択。

業者……複数の業者と契約している場合は選択した業者の分のみ出力可能。

(2) 奨励金一覧

直近1年分の奨励金が月ごと・品目ごとに出力（PDF）できる機能です。

①**奨励金一覧**をクリックすると、PDFが表示されます。

回収月	振込月	登録番号	団体名	奨励金額 合計	新聞	段ボール
2022年4月	2022年7月	01-001	〇〇町内会			
2022年5月	2022年8月	01-001	〇〇町内会			
2022年6月	2022年9月	01-001	〇〇町内会			
2022年7月	2022年10月	01-001	〇〇町内会			
2022年8月	2022年11月	01-001	〇〇町内会			
2022年9月	2022年12月	01-001	〇〇町内会			
2022年10月	2023年1月	01-001	〇〇町内会			
2022年11月	2023年2月	01-001	〇〇町内会			
2022年12月	2023年3月	01-001	〇〇町内会			
2023年1月	2023年4月	01-001	〇〇町内会			
2023年2月	2023年5月	01-001	〇〇町内会			
2023年3月	2023年6月	01-001	〇〇町内会			
品目合計						

(3) 支払通知書

これまでの紙形式の『支払通知書』を出力（PDF）することができる機能です。

支払通知書をクリックし、①に出力したい年月を入力→②**実行**をクリック。

③**ダウンロード開始**をクリックし、必要に応じ保存してください。

245-0016

令和6年2月29日

横浜市泉区和泉町2985-1-113

横浜市資源循環局業務課資源化係

佐藤 茂 様

TEL 045-671-3819
FAX 045-662-1225

登録団体代表者 様

令和5年11月実施分 横浜市資源集団回収 登録団体奨励金 支払通知書

令和5年11月実施分の資源集団回収登録団体奨励金の支払について、登録の口座に、令和6年2月29日に振込手続きを行いました。横浜銀行を通じて振込を行いますので、金融機関によっては振込日から2～3営業日後の入金となる場合がございますので、ご了承ください。

また、通帳で入金を確認できない場合は、振込口座に相違があり、入金エラーとなっている可能性がありますので、お手数をおかけして申し訳ございませんが、横浜市資源循環局業務課資源化係までご連絡いただくようお願い申し上げます。入金エラーとなったものについては、業務課資源化係にて振込内容を訂正して再度振込を行います。

☆奨励金は登録団体と登録業者の両者が申請した回収量を照合し、一致したもののみ交付されます。回収を実施しても登録業者が申請をしないと登録団体に奨励金は交付されませんので、奨励金の申請にあたっては双方で申請書類の提出をご確認ください。

【回収量と支払金額】

品目	回収量(kg)	支払金額(円)	品目	回収量(kg)	支払金額(円)
新聞	490.0	1,470	アルミ缶	45.0	135
段ボール	240.0	720	スチール缶	0.0	0
雑誌・その他の紙	520.0	1,560	回収びん	0.0	0
紙パック	0.0	0	雑びん・カレット	0.0	0
布類	70.0	210	合計	1,365.0	4,095

※奨励金単価 3円/kg

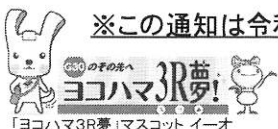
なお、登録団体と登録業者が提出した回収伝票の照合の結果、両者の回収量に相違などがある場合は、下記のとおり訂正処理をして奨励金を交付しております。訂正理由の詳細については裏面でご確認ください。

※平成23年12月1日以降の回収分について「その他金属類」は奨励金の対象となりません。

※下表に記載のない場合は訂正はございません。

回収伝票日付	登録業者名	品目	申請量	交付量	訂正記号 (裏面参照)

※この通知は令和6年2月19日現在で登録されている代表者・担当者様のご住所にお送りしております。



「ヨコハマ3R夢」マスコット イーオ

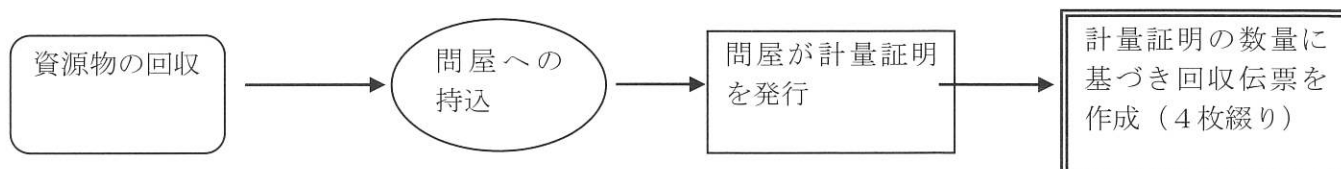
(裏面あり)

回収量の審査と回収量の訂正理由について

資源集団回収奨励金は、回収量に応じて交付しておりますが、この回収量は登録業者（持込の場合は登録団体）が提出する計量証明に基づいています。計量証明とは、登録業者（持込の場合は登録団体）が回収した資源物を問屋に持ち込んだ際に、問屋が発行する書類で、資源物の重量が記載されたものです。

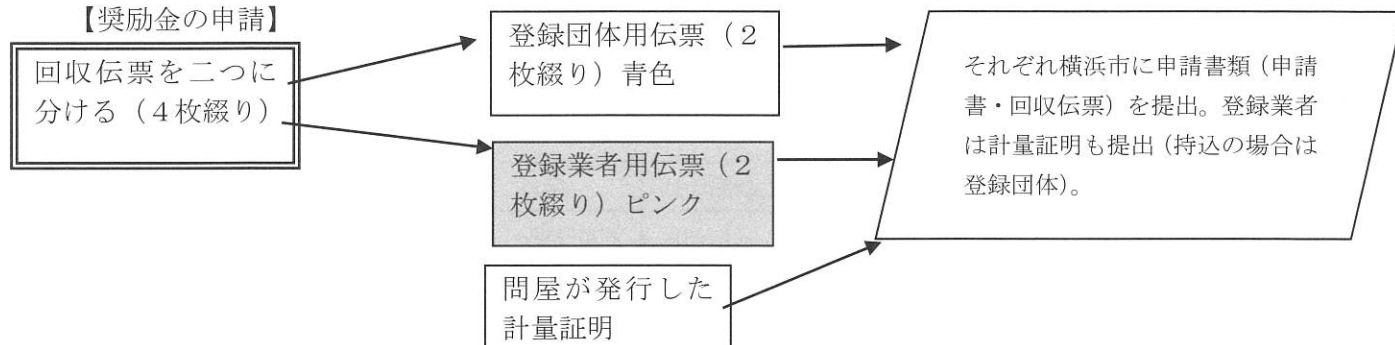
【回収伝票の作成】

※登録団体と登録業者のどちらが回収伝票を作成するのかは、両者のお話し合いで決めていただいております



横浜市では、奨励金の交付にあたり、登録団体と登録業者から提出された回収伝票と、計量証明の照合を行い、交付対象となる回収量を決定しています。

【奨励金の申請】



上記の処理の結果、申請された回収量を訂正しております。訂正理由の詳細については、表面に記載された訂正記号ごとに下表でご確認ください。

訂正記号	訂正理由詳細
A	登録業者（持込の場合は登録団体）が計量証明を提出していません。計量証明がないものは回収量を証明することができませんので、奨励金交付の対象となりません。
B	登録業者が提出した計量証明（持込の場合は登録団体）が、手書きや押印がないなどの理由により、適切な計量証明と認められず、回収量を証明することができないものについては、奨励金交付の対象となりません。
C	回収伝票と、登録業者（持込の場合は登録団体）が提出した計量証明の照合の結果、回収伝票の数量が計量証明の数量を上回る場合は、計量証明に一致するよう訂正しています。
D	登録業者が回収伝票を提出していません。回収の確認ができないため、奨励金交付の対象となりません。
E	登録団体と登録業者が提出した回収伝票の数量は、複写式で作成するため、本来必ず一致しているはずですが、両者の数量が異なっています。この場合は原則的に計量証明の数量に訂正しています。
F	登録業者が提出した計量証明の日付が回収伝票の日付と整合がとれないため、適切な計量証明と認められません。回収量を証明することができないものについては、奨励金交付の対象となりません。
G	回収した業者が資源集団回収に登録されていません。登録外業者による回収は奨励金交付の対象となりません。
H	平成23年12月1日回収分より「その他金属類」は、奨励金の対象とはなりません。